

報告事項 第3回武蔵村山市保育料検討協議会の会議結果について

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

|                 |  |
|-----------------|--|
| 会 議 名           | 武蔵村山市保育料検討協議会  |
| 開 催 日 時         | 平成19年11月15日（木）午前10時00分～午後12時00分  |
| 開 催 場 所         | 市役所4階405会議室  |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | 出席者：福島委員、大浦委員、吉野委員、波多野委員、濱浦委員、石橋委員、原田委員、布田委員、古川委員、健康福祉部加園部長、児童福祉課池亀課長、児童福祉グループ山崎主査、児童福祉課高橋<br>欠席者：佐藤委員   |
| 議 題             | 1. 保育料のあり方について<br>2. その他   |
| 結 論             | 議題1について：事務局より説明、質疑応答<br>議題2について：第5回開催日決定   |
| 会 長             | （関連の質疑等をまとめたため、実際の質疑の順序とは異なります。）<br>開催前挨拶については省略<br><br>本日は、佐藤委員から欠席の旨、報告を受けております。本日の出席委員は、9名であります。協議会設置要綱第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますことを皆様にお知らせ致します。<br>それでは、只今から第3回武蔵村山市保育料検討協議会を開催致します。   |
| 事 務 局           | 報告の前に会議資料の確認をさせていただきます。<br>…… 資料の確認 ……<br><br>それでは、報告事項(1)「第2回武蔵村山市保育料検討協議会の会議結果について」御報告申し上げます。<br>第2回の協議会では、B階層につきましては、4市が保育料を頂いておりますと申し上げましたが、今回の資料では、西東京市の1市が追加になりました事を御報告致します。<br>又、未納問題につきましては、先日の課長会で直近の収納滞納率等が提示されましたので今回の資料につけさせていただいております。<br>“将来的なビジョン”という御発言については、「次世代行動計画の実施」という形で御説明させていただきましたが、現行では平成17年3月に定められました143の事業を1歩1歩進めていく計画でございますが、平成22年度からは見直しを図りまして、事業展開も組めれば新しい事業を追加し、充実をしていきたいと考えております。<br>次に、1千万円を超える滞納額や、B階層からの徴収、幼稚園との比較を踏まえた上での資料作りという御意見から今回の算定資料を作成させていただきます。<br>以上、第2回会議録の概ねの説明ではございますが、お気づきの点がございましたら修正等を行いまして、公開とさせていただきますと思います。 |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>会 長</p>   | <p>説明が終わりましたが、何か御質問等がございますか？<br/> それでは、第2回武蔵村山市保育料検討協議会会議録につきましては、御承認を頂きたいと存じます。</p> <p>それでは、本日の議題「保育料のあり方について」に入ります。<br/> (1)「保育料のあり方について」ですが、資料3 - 1「26市の状況及び保育料徴収基準額表について」を御覧頂きたいと思います。この資料を参考に保育料のあり方について検討頂きたいと思います。<br/> それでは、事務局より資料の説明をお願いします。</p>  |
| <p>事 務 局</p> | <p>1ページの「26市の状況及び保育料徴収基準額表について」は、先日の課長会で情報を収集いたしましたものから作成させて頂きました。26市中、平成20年度に改定を明らかにしないという市、未定である市もございましたが、改定を予定している市の殆んどが所得税率の変更による税額区分のみの変更で、収入が同じなら保育料も同じにするような考えでした。</p> <p>その中で、国基準の割合が47.5%の府中市と48.7%の東村山市が税額区分の変更と国基準額割合を50%に近づける改定を考えているようです。</p> <p>同様に国基準割合が41.7%の多摩市につきましては、平成20年度は税額区分のみですが、平成21年度には国基準割合を50%を目標に2年間で実施していく考えの市もございました。</p> <p>次に、他市のB階層の人数等の把握というお話がございましたので、割合等も含めた表が(P2)になります。</p> <p>全保育児に対するB階層の割合が大きい市は、昭島市、小平市、東村山市、福生市と公営住宅が多い市が当てはまることが想定できると思われます。</p> <p>当市におきましても、平均よりは若干割合が上回っている状況でございます。</p> <p>次に(P3)の18年度の決算資料ですが、当市は約1,000万円の滞納があり、徴収率におきまして、26市中26番目となっており、保育料につきましても17年度では24位でしたが、18年度におきましては26位で平均保育料としては、約4,000円の開きがございます。</p> <p>滞納者につきましては、来年4月から他の部も含め収納の強化ということを市も目指しており、組織改正を行い収納課で保育料の収納部門も担当をしていく考えでございます。</p> <p>次に、幼稚園入園の場合との比較という事ですが、私立の幼稚園につきましては(P4)～(P7)の「就園奨励費補助金」と「保護者負担軽減補助金」と2種類の支援がございますが、いずれにしても収入の上限や兄弟児童数によって階層が分けられております。</p> <p>「就園奨励費補助金」は、所得によって貰えない階層も出てきますが、「保護者負担軽減補助金」の方は、月額で全ての階層世帯が支援していただけるものです。</p> <p>(P8)～(P9)の資料につきましては、モデルケースとして幼稚園との差を表しております。</p> <p>幼稚園は、収入に拘らず支援があったとしても保育料がゼロにならない事がわかり頂けると思います。</p> <p>(P9)モデルケースの給与所得についてであります。これはあくまでも旦那様だけの所得額であって、これに奥様のパート収入等が103万円以下がございますが、この金額には課税所得金額として含みませんので保育料の算定には加算されません。</p> <p>又、900万円以上の世帯は記載されていませんが、所得税率の影響をそれ</p> |

ほど受けず階層の変更もございませんので、省略させていただきました。

次に、税源移譲による表でございますが、A、B、Cの階層につきましては、所得税を対象としておりませんので異動無で、D14階層の世帯も先程申し上げましたが影響がないの異動無という推計値でございます。

D階層についてですが、D10、D9、D8の区分の方々が上の方の区分D8～D5に移行してしまう事がおわかり頂けると思います。

この中で、D10を例にとりますと現行で130人の児童数が、平成20年度には自ずと58人まで落ち込みます。

このようにD階層の殆んどが影響を受けて階層区分の異動が生じ、保育料が減額されると推計されます。

但し、平成19年10月時での調査の結果、児童数は25名増えましたが、B階層につきましては314名から227名に減りましたことがわかりました。

又、1,805名の児童の年齢と兄弟の分布を示したものが(P11)と(P12)になります。(P11)試算A-1につきましては、現状の所得税率をそのままの場合を記しております。

(P12)試算A-2につきましては、児童数は同じですが所得税率が5%になりました事を考慮した表になります。D4階層を例に取り上げますと、試算A-1の場合、1子目265名、2子目70名の児童数ですが、A-2になりますと1子目112名、2子目36名になり約半分の児童の移動があるという事になります。

これらの兄弟の保育料をそれぞれ試算したものが(P13)になります。

まず、国基準額は変わらないと思われまますので、現行のままにします。次に当市の税額区分を所得税率が10%から5%の半分になりましたので、5,000円未満から半分の2,500円未満に変更を致しまして、階層の変更は行わない表が試算1になります。但し、全ての階層が2分の1の変更ではなく、課税所得金額195万円以上になると10%なのでD9階層210,000円が112,500円と単純に2分の1の試算した金額ではありません。いずれにしても、各階層の保育料を変えずに税区分のみを考慮して再計算した表になります。

そこで、(P17)の試算1-1で現行のまま改正等を施さないとすれば約4,100万円の影響が出てきますが、試算1-2では、先程の税額区分を半分に変更した場合、現在の45.65%の状況は維持できる事がおわかり頂けると思います。

次に、(P14)～(P16)につきましては、待機の児童が多い事を踏まえまして、B階層からの徴収やその他の階層の引き上げ等、あらゆるパターンで試算したものを試算2～4にて記してございます。

まず、試算2についてですが、B階層徴収は考えずに、C、D階層を一律2,000円引き上げを行った場合であります。

試算3については、B階層からも徴収というご意見や、26市の中でも5市が実施している事等を加味した上で試算したものであります。B階層からは2,000円で、C、D階層の世帯には、一律1,000円の引き上げを示しました。

試算4については、B階層から2,000円引き上げであるなら、C、D階層も同様という考えの場合の表になります。

その結果を比べたものが、(P17)の試算2～4の表になります。

試算2については、国基準割合が、51.7%まで引き上げられ現状より約3,500万円収入が増え、試算3は、国基準割合が50.01%で約2,500万円、試算4は、国基準割合が53.07%で約4,270万円ほど収入が上がります。

このような一覧表を参考にご審議頂ければと思います。

以上で資料の説明を終わります。

会 長

それでは何か質疑等はございますか？

今まで児童福祉課で徴収を行っていたものが、一本化になるのは4月からで

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>すか？</p>   |
| 事務局 | <p>来年の4月から組織改正を行い、保育料の決定と通知の発送は従来通り児童福祉課で行いますが、納めた保育料の管理、又は、督促状等は収納課で行う事になります。</p>   |
| 会長  | <p>収納課と児童福祉課での管理が変わった場合、収納率を上げる為催告書、督促状、若しくは財産差し押さえ、公売するなど厳しい管理になってくると思われれます。これは、26市中、26番目という収納率の面からも実施していかなければいけない改正だと思われれます。<br/>何か質疑はございますか？</p>                      |
| 委員  | <p>試算1-2では1ページの26市の改定方法で一番多い負担増にならない“税額区分のみ”を変更したものとして考えてよろしいですか？</p>  |
| 事務局 | <p>殆どどの市が改正するとすれば税額区分のみの内容ですが、留意点では収入が変わらないのであれば、あるいは、前年と同程度まで維持したいという状況であります。<br/>これについては、収入が変わらないのであれば今までと同じ保育料の位置づけを保とうという事であり、現状の保育料は担保できることとなります。</p>               |
| 会長  | <p>税額区分のみの改正の市は、26市中でも国基準の50%に近い市であって、当市は今後どのように決めていくかを考えていって頂きたいと思います。</p>  |
| 委員  | <p>では、試算1-1と1-2では、B階層の方には負担無しですが、B階層の方々の一律1,000円負担時、1,500円の負担時ではどの程度の上昇の割合かを教えてください。</p>   |
| 事務局 | <p>現状でのB階層児童数314名の状況で試算させて頂きますと、一律1,000円を負担して頂いた場合、314名に1,000円を掛け、12か月分にしますと3,768,000円となり、影響額としては国基準で0.65%となります。又、B階層だけに一律2,000円を導入した場合は、7,536,000円となり1.3%の影響額となります。</p> |
| 委員  | <p>では、突発的に収入が減額になった場合、保育料の減免制度等はあるのですか？</p>  |
| 事務局 | <p>現行の保育料の減額制度は、年度の途中でリストラ、営業不振、収入が極端に減ってしまった場合、最高で5階層の減額規定がございます。但し、最低でもC1階層の保育料のお支払いはお願いさせて頂く規定となっております。</p>   |
| 委員  | <p>では、どんなに収入が落ち込んだ世帯でも、3,500円は頂くという事でよろしいでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>はい。</p>   |
| 会長  | <p>この協議会では、B階層の徴収を実行するか、あるいは国基準の半分までという目標に近づけるのかの運びになっているわけで、その場合、不足分を各階層への均等割の負担か、B階層のみ、あるいは税額区分のみの改正が望ましいのかという内容が前回からの流れでありますので、これらを踏まえて協議して</p>                       |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>委 員</p>   | <p>頂きたいと思います。</p> <p>保育所児童1人当たりと、幼稚園児童1人当たりの市からの補助額の違いを教えてください。また、市内0歳～5歳児4,000人のうち保育所通所児童数が、1,805人だという事ですが、幼稚園児とその他の児童数は把握していますか？又、保育所通所世帯と幼稚園通園世帯とどちらにも該当しない世帯への市からの補助に不平等という事はありませんか？</p>   |
| <p>事 務 局</p> | <p>平成18年度決算の状況ですが、幼稚園通園児は市内幼稚園に576名、近隣市幼稚園に112名、総688名の児童が通園していると思われます。これに保育所通所児童数1,805名を加えますと、2,493名のお子様どちらかに属している事になりますが、幼稚園は基本的には0歳児、1歳児、2歳児の受入れはございません。又、4歳児、5歳児におきましては、養護施設や重度の障害児等、特別な理由がない限り、殆どの児童がどちらかに属していると認識しております。又、補助額の違いですが、保育所児童については、保育所運営に対する支弁で、幼稚園在園児については、施設支援ではなく保護者の支払負担軽減に対する補助金であって、比べる事が難しいと思われます。</p> |
| <p>委 員</p>   | <p>幼稚園は学校教育問題で、保育所は保育の問題であり、子どもを育てていく家庭の問題で2つに分かれてしまう訳ですが、これを応能負担、能力があれば当然それと同じ負担をするという考え方で進むのか、B階層の負担だけで進むのかが考えられる訳であります。但し、国の負担は変わらない。という事を踏まえますと、応能応益負担という発想でいかないと将来的にも50%目途へは改善されないように思われます。平等割の納入を目指していかないと、今、お話に出ましたように不平等感が出てきてしまうように思われます。又、財政が厳しい事も考えますと50%の目途により近づけていった案の方が良いのではないかと思われます。</p>                       |
| <p>委 員</p>   | <p>平成18年度の決算で、滞納1,000万円とありますが、累積でこれだけあるということですか？</p>   |
| <p>事 務 局</p> | <p>この数字は、平成18年度だけであります。</p> <p>平成19年4月1日現在では、3,132万円とそのうちの約1,000万円が平成18年度だけの滞納金額になります。</p>   |
| <p>委 員</p>   | <p>未納を続けると5年後には時効になると聞いたのですが、本当ですか？<br/>そうだとすると悪用する人も出てくるのでは？</p>  |
| <p>会 長</p>   | <p>法律にて定められています。それを防ぐ為に、徴収を厳しくしていく組織改正を行うとの事です。</p>  |
| <p>委 員</p>   | <p>参考までにお尋ねしますが、保育所での児童一人当たりの食材費はいくらですか？</p>   |
| <p>事 務 局</p> | <p>公立つみき保育園だけに関してですが、3歳未満児が7,500円、3歳以上児が5,600円の賄い材料費となっています。これは、燃料費等は含まれておらず、私立保育所については各保育所によって多少の違いがございます。</p>  |
| <p>委 員</p>   | <p>確認させて頂きたいのですが、この検討協議会の結論が国基準の50%まで引き上げようと決まり、市に報告し、次に議会で話し合われると思われますが、数</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>値的なものが変わる事はあるのですか？</p> <p>協議会からは、答申書という形で市長の方に報告させて頂き、それに基づき3月に条例改正を議会にお願いする形が通常ですが、稀に議会に持ち上げるに際しまして、市長の考えのもと、それなりの理由をもって変更させて頂く場合がございます。</p>  |
| 会長  | <p>他に質疑等ございますか？</p> <p>他に質疑がないようですので、これで議題(1)「保育料のあり方について」を終わりにして、議題(2)「その他」に入ります。</p> <p>事務局より何かありますか？</p>   |
| 事務局 | <p>第4回は、11月28日(水)午前10時から、市役所4階402学習室Bに既に決定致しておりますが、第5回については、3月の議会にこの協議会の結果を踏まえて議会に附する原案を作成させて頂く時間が必要ですので、5回目を年内に決めさせて頂きたいと考えております。</p> <p>又、次回の第4回である程度の決定を頂き、第5回には答申案として提出させて頂きたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。</p> |
| 会長  | <p>では、11月28日にはまとめる内容で、12月末には答申案ということですが、12月20日(木)とさせて頂きます。</p> <p>本日は皆様のご協力により、滞りなく議事を進行することができ、又、長時間に渡りご検討頂き大変ありがとうございました。これで、第3回武蔵村山市保育料検討協議会を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p>                                    |

|             |   |
|-------------|---|
| 会議の公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開<br><input type="checkbox"/> 一部公開<br><input type="checkbox"/> 非公開<br>※一部公開又は非公開とした理由<br><div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> |
|-------------|---|

|              |   |
|--------------|---|
| 会議録の開示・非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示<br><input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等: )<br><input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等: ) |
|--------------|---|

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 庶務担当課 | 健康福祉部 児童福祉課 児童保育グループ (内線: 183) |
|-------|--------------------------------|

(日本工業規格A列4番)